関西外国語大学短期大学部学位規程

(趣旨)

第1条 関西外国語大学短期大学部(以下「本学」という)学則第47条第2項の規定にもとづき、本学において授与する学位に関し必要な事項は、本規程に定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。学位を授与するにあたっては、専 攻分野を付記するものとする。

学科名	学位(専攻分野)
英米語学科	短期大学士 (英語学)
未来キャリア英語学科	短期大学士(キャリア英語)

第3条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものと する。

(学位授与の要件)

第4条 短期大学士の学位は、本学学則第16条に規定する期間在学し、同学則第46条に規定 する卒業要件を修得して卒業した者に授与する。

(学位記の様式)

第5条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に指示する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この学位規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この学位規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月8日改定)
- 2. この学位規程は、平成27年4月入学者から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

附 則

この学位規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1 短期大学部を卒業した場合

